

つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市条例第54号

つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 禁止区域及び抑制区域（第5条・第6条）

第3章 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理（第7条—第9条）

第4章 届出（第10条—第15条）

第5章 雑則（第16条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、同条第3項第1号に規定する太陽光又は同項第2号に規定する風力をエネルギー源とし、土地に自立して設置されるものをいう。

(2) 事業 再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置若しくは増設（発電設備を設置し、又は増設する目的で行う木竹の伐採、土地の造成等を含む。以下「設置等」という。）を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業をいう。

(3) 事業者 事業を行い、又は行おうとするものをいう。

(4) 事業区域 事業を行う区域をいう。

(5) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地の所有者

イ 事業区域に隣接する土地の上に存する建築物の所有者又は居住者

ウ 事業により一定の影響を受ける者として規則で定めるもの

（市の責務）

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、この条例及び関係法令を遵守するとともに、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全に十分に配慮し、地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

## 第2章 禁止区域及び抑制区域

（禁止区域）

第5条 次に掲げる区域においては、事業を行ってはならない。ただし、事業区域及びその周辺の状況により市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域

- (2) 筑波山及び宝篋<sup>きょう</sup>山の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (3) 前2号に掲げる区域と一体的な区域として別図に掲げる区域（抑制区域）

第6条 次に掲げる区域においては、事業を行わないよう努めなければならない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する埋蔵文化財を包蔵する土地及び同法第109条第1項に規定する史跡並びに茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第40条第1項に規定する茨城県指定史跡
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第56条第1項に規定する河川予定地
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及び農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域（前条第2号の区域を除く。）

### 第3章 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理

（発電設備の適正な設置等）

第7条 事業者は、発電設備の設置等を行うに当たっては、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

（事業の周知等）

第8条 事業者は、発電設備の設置等に着手しようとする日（以下「着手予定日」という。）の60日前から発電設備の設置等が完了するまでの間、発電設備の名称、

所在地その他の規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

- 2 事業者は、着手予定日の30日前までに、規則で定める方法により、地域住民等に対して事業の内容を周知しなければならない。
- 3 事業者は、地域住民等から説明会を開催するよう求めがあったときは、速やかに説明会を開催するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定による標識の設置、第2項の規定による周知又は前項の規定による説明会の開催により、地域住民等が事業の内容を十分に理解するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意を持ってその解決に努めなければならない。

(発電設備の適正な管理)

第9条 事業者は、発電設備の運用を開始するまでに、発電設備の名称、所在地その他の規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

- 2 事業者は、発電設備の運用を開始するまでに、事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンス等を設置しなければならない。
- 3 事業者は、自然災害その他の事由により発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめるために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発電設備を復旧し、又は撤去しなければならない。
- 4 事業者は、事業を廃止した場合は、速やかに発電設備を撤去しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、規則で定めるところにより、発電設備を適正に管理しなければならない。

第4章 届出

(設置等の着手の届出)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する発電設備を設置する場合は、着手予定日の60日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。発電設備を増設する場合において、増設後の発電設備が次の各号のいずれかに該当するときも同様とする。

(1) 発電設備（太陽光をエネルギー源とするものに限る。以下この号において同じ。）で発電出力が50キロワット以上のもの（同一の事業者が同一の又は隣接する敷地に複数の発電設備の設置等を行う場合において、合算した発電出力が50キロワット以上となる場合を含む。）

(2) 発電設備（風力をエネルギー源とするものに限る。）で支柱の高さが15メートルを超えるもの  
(設置等の変更の届出)

第11条 事業者は、前条の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(周知等の届出)

第12条 事業者は、第10条又は前条の規定による届出に係る発電設備（以下「届出発電設備」という。）に関し、第8条第2項の規定による周知又は同条第3項の規定による説明会の開催をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置等の廃止の届出)

第13条 事業者は、届出発電設備の設置等を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置等の完了の届出)

第14条 事業者は、届出発電設備の設置等が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(発電設備の運用開始等の届出)

第15条 事業者は、届出発電設備の運用を開始したときは、規則で定めるところ

により、その旨を市長に届け出なければならない。届出發電設備の運用を廃止した場合も同様とする。

2 第11条の規定は、前項前段の届出について準用する。

## 第5章 雑則

### (報告及び立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして事業に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (指導、助言、勧告等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1) 第5条、第7条、第8条第1項から第3項まで又は第9条の規定に違反したとき。

(2) 第10条から第15条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 第1項の指導若しくは助言又は前項の勧告を受けた事業者は、当該指導、助言又は勧告を受けて講じた措置の内容を、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(命令)

第18条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、発電設備の除却その他の違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の命令について準用する。

(公表)

第19条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該命令に従わない事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2章、第7条、第8条第1項及び第2項並びに第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発電設備の設置等に着手する事業について適用する。

3 第8条第3項から第5項まで及び第11条から第15条までの規定は、施行日前に

発電設備の設置等に着手した事業であって、次項の規定により第10条又は第11条の規定による届出をしたとみなされるもの及び施行日以後に発電設備の設置等に着手する事業について適用する。

4 施行日前につくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱（平成28年つくば市告示第469号）の規定によってした届出その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

5 施行日から60日を経過する日までの間に発電設備の設置等に着手しようとする事業者に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「発電設備の設置等に着手しようとする日（以下「着手予定日」という。）の60日前」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

6 施行日から30日を経過する日までの間に発電設備の設置等に着手しようとする事業者に係る第8条第2項の規定の適用については、同項中「事業者」とあるのは「事業者（附則第4項の規定によりこの項の規定による周知をしたとみなされる事業者を除く。）」と、「着手予定日の30日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

7 施行日から60日を経過する日までの間に発電設備の設置等に着手しようとする事業者に係る第10条の規定の適用については、同条中「事業者」とあるのは「事業者（附則第4項の規定によりこの条の規定による届出をしたとみなされる事業者を除く。）」と、「着手予定日の60日前までに」とあるのは「速やかに」とする。

（つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例の廃止）

8 つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例（平成28年つくば市条例第44号）は、廃止する。



別図（第5条関係）

